

## 議第18号

京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成29年 2月22日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例

京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部を次のように改正する。

別表1 京都駅東南部エリア活性化方針策定委員会の項を削り、同表1 京都市八条市営住宅団地再生事業検討委員会の項を次のように改める。

京都市八条市営住宅団地再生事業検討委員会	八条市営住宅に係る団地の再生を図るための事業に関する事項について、市長の諮問に応じ、審議すること。	5人以内	2年
京都市立芸術大学移転整備工事設計業務受託者選定委員会	京都市立芸術大学移転整備工事における設計業務に係る受託者の選定に関する事項について、市長の諮問に応じ、審議すること。	10人以内	委嘱又は任命の日からその日の属する年度の末日まで

## 附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

## 提案理由

京都駅東南部エリア活性化方針策定委員会を廃止するとともに、市長の附

属機関として京都市立芸術大学移転整備工事設計業務受託者選定委員会を設置する必要があるので提案する。